

令和7年度教育課程

標記の件について、清瀬市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 教育目標

(1) 教育目標

人権尊重の精神に基づき、互いにかげがえのない人間として尊重し合い、知・徳・体のバランスのとれた人間の育成を図る。

○よく考え、それをやり抜く子

○より明るく、みんなと仲よくできる子

○そして、心身ともに健康な子 学校として育てる資質・能力

また、育成すべき資質・能力を次のように設定する。

①自ら課題を見付け、自ら課題を解決していく力(自学力)

②他者とかかわる力(かかわり力)

③自らの健康について考える力(健康力)

(2) 教育目標を達成するための基本方針

東京都及び清瀬市教育委員会の教育目標、国際目標であるSDGs、児童の実態や地域・保護者の願いを踏まえ、教育活動全体を通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体を培うことを目指す。そのためにも教職員一人一人が学校経営への参画意識をもち、チーム学校として教職員が、生きる力の育成に向けた教育活動を推進するために以下の基本方針を設定する。

ア 人権尊重の教育

①全教職員による共通理解のもと、児童一人一人の人格の尊重と個性を伸ばし、児童の自尊感情や自己肯定感を高める指導を充実し、温かく支え合う人間関係を構築する。

②清瀬市いじめ防止対策推進基本方針及び本校の学校いじめ防止基本方針に基づく対応を行い、偏見や差別によるいじめ防止や児童虐待に係る健全育成の教育の推進を図る。

イ 学ぶ意欲・達成感と確かな学力の向上

①清瀬市GIGAスクール構想基本方針に基づき、1人に1台配備された端末を活用しながら個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実(SNS教育を含む)の充実を図る。併せて保護者と連携・協力をしながら家庭学習での活用を推進する。

②生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を育むため、各授業において児童に付けたい資質・能力を明確にし、主体的・対話的で深い学びを実現する。

ウ 豊かなスポーツライフ、健康の保持増進と体力の向上

①体育科授業の充実、東京2020大会後のレガシーとしての取組、外遊びの奨励等、日常化した豊かなスポーツライフの実現を目指し、児童が積極的に体力向上に取り組む態度を養うよう指導の充実を努める。

②栄養職員を活用して給食時間及び教科等における食に関する指導を行い、児童の食に対する関心を高め、食育の推進を図る。

エ 保護者・地域との連携と開かれた学校の推進、安全な環境整備

①保護者・地域と歩む学校を目指し、学校公開の充実、ホームページや学校だより、メールを活用した教育広報を充実し、学校が中心となり家庭・地域と連携した教育活動を創造する。

②近隣小中学校との小中連携教育の推進、保護者、地域と共にコミュニティ・スクールの推進に努める。

③保護者、学校支援本部、子供家庭支援センター、子供の発達支援・交流センターとことこスクールソーシャルワーカー等、関係機関との連携による虐待防止をはじめとする安心・安全の確保を進め、学校安全計画を中心として、交通安全教育、防災教育の充実等、児童への安全教育を推進する。

オ 特別支援教育の充実

①校内委員会で情報交換や教育委員会、関係機関と連携し、校内体制を充実させる。

②特別支援教育「きらり」の運営を充実させ、個に応じた支援の充実を図る。

カ 基本的な生活習慣の確立と社会性・道徳性の育成

①あいさつや礼儀、言葉遣い等のコミュニケーションに関わる指導を通して社会性を養うとともに、豊かな心の育成するための道徳教育を推進する。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

## ア 各教科

## ①GIGAスクール構想に基づく端末の活用

清瀬市GIGAスクール構想に基づき、1人に1台配備された端末を、各教科等で積極的に活用し、これまでの教育実践と最先端のICTとのベストミックスした教育実践に取り組む。

## ②基礎学力の定着

○各種の学力調査の結果を基にした授業改善推進プランを作成し、指導のねらいを明確にしなが、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。

○算数少人数加配を活用して2学級3展開の習熟度別授業を行い、習熟度に応じた指導法や教材を工夫しながら個人差に対応した授業を推進する。

## ③思考力・判断力・表現力の育成

自ら課題を見付け、自ら課題を解決していくために、各教科等で、児童の自力解決の時間を設けるとともに、問題を解決するための話し合い活動を活性化させていく。研究主題に基づき、課題解決能力の育成を図る。

## ④体育科、食育等、健康教育の推進

○体力テストの結果をもとに発達段階に応じて児童の体力向上を目指す。

○栄養職員を活用し、給食の時間や教科等で担任と連携した授業を行い、食育の充実を図る。

○養護教諭と連携し、保健学習、保健指導の充実を図る。

## ⑤5・6年生外国語科の授業の充実

ALTの効果的な活用を図るとともに研修を通じて教員の授業力を向上し、学習指導要領に示された4技能5領域のバランスの取れた指導の充実を図る。

## イ 道徳科

○東京都・清瀬市の教材を活用するとともに、児童自ら考え、共に議論し合う授業場面を意図的に設定し、道徳的な判断力、心情、態度を育てるよう授業改善を推進する。

○教育活動全体を通して、思いやりや互いに認め合う心、自他の生命を尊重する心の育成を通して「命の教育」と「心の教育」を推進する。また、道徳授業地区公開講座を効果的に実施し、開かれた道徳教育を推進する。

## ウ 外国語活動

○外国語による聞くこと・話すことの言語活動を通して、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

○外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めていく。

## エ 総合的な学習の時間

○体験的な学習の中から、自ら課題を見付け、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるような力を育てる。

○探究的な学習の過程において、主体的・協働的に取り組むとともに、互いの良さを生かしながら積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

## オ 特別活動

○学級や学校での生活をよりよくするために課題を見出し、解決するための学級での話し合い、話し合いを生かして自主的・実践的に取り組むことを通して、自己の生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

○全校または学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験活動を通して集団や所属感や連帯感を深め、行動の仕方を身に付ける。

## (2) 特色ある教育活動

学校として育てる資質・能力に応じた特色ある教育活動について以下に示し、保護者・地域と連携してコミュニティ・スクールの推進のために、可能な限り、ホームページ等で学校の様子を広く公開していく。

## ア 自学力を育てるために

- SDGsの目標を達成するために、各教科・総合的な学習の時間等において、体験的な活動、探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら課題を解決していく力を育成する。
- 市立図書館とも連携を図りながら、学校図書館を活用し、調べ学習のための資料や環境を充実させる等、学習センターとしての機能をもたせ、各教科・領域等を通じた言語表現の取組を大切にした指導を行う。
- 日常の学習活動においてタブレット端末を活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり深めたりする指導を推進する。
- 年度の後半から5時間程度、月曜日の6校時を「ベーシックタイム」とし、9名体制で4年生を対象に基礎学力定着のための算数科習熟度別指導を展開する。
- オリ・パラ教育で培った「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」について、各教科等で「東京2020大会後のレガシー」として学び続けていく。

## イ かかわり力を育てるために

- SDGsの目標を達成するために、道徳、特別活動等教育活動全体を通して、人権尊重教育等に取り組む。関係機関と連携し、赤ちゃんの力プロジェクト、認知症サポーター養成講座、ハンセン病資料館の調べ学習等を通して人権尊重の意識を育む。
- 特別活動では、学年縦割り班活動による異学年交流を、異学年交流給食や集会活動等を活用して推進し、児童相互の親和的関係を醸成するとともに社会性や思いやりの心の育成を図る。
- 年間を通じて代表委員会を中心に全校的な挨拶運動を実施するとともに、教職員と児童、児童相互のコミュニケーションを大切にしている指導を推進する。

## ウ 健康力を育てるために

- SDGsの目標を達成するために、体育科、特別活動等教育活動全体を通して、健康教育等に取り組む。体力テストの結果から、児童自ら体力向上に関心・意欲をもたせ、体力の高まりを実感できるようにする。また、結果をもとに、生涯にわたって心身の健康を保持増進、豊かなスポーツライフを実現するために、体育TTと連携し、体育学習の充実により、体力の向上を図る。
- 中休みの外遊びを励行し、日常的に体を動かす習慣を身に付ける。
- 給食の時間を中心に、各教科等で、食育の目標である「食事の重要性」「心身の健康」「食品選択」「感謝の心」「社会性」「食文化」について学んでいく。
- 体育「保健領域」での学習や発育測定時の保健指導、薬物乱用防止教室等、自らの健康を保つための学習を計画的に実施していく。

## (3) 生活指導・進路指導

## ア 生活指導

- 年間を通して全校で挨拶指導に取り組み、挨拶を通して、児童が他者を大切にできる実感をもつことができるようにし、人権尊重の意識を高める。また、定期的に教職員の人権感覚を磨くために「人権教育プログラム」等を活用した研修を行う。
- 6月、11月、2月の「ふれあい月間」では、児童一人一人の思いを受けとめるとともに、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- 「生活リズム調べ」、「ふれあい月間アンケート」等で児童の実態を把握し、家庭と連携をとりながら、基本的な生活習慣や集団生活のきまりを身に付けさせ、規範意識を育てる。
- 「東京防災ブック」、「東京防災ノート」の活用やセーフティ教室及び薬物乱用防止教室を通じて、自他の生命の大切さを理解させ、安全指導の徹底を図るとともに、児童自身の危機回避能力を高める指導を充実する。
- 学校環境適応度調査（アセス）を年間2回実施し、学級内の児童一人一人の適応度を把握するとともに、児童の学級内での相対的な位置付けと学級全体の傾向を理解することによって、学級担任の児童理解の推進と学級経営の改善を図る。

## イ 進路指導

- キャリア・パスポートを活用し、各児童が自己の長所に気付き、将来に夢や希望を持ち実現に向け学び続けるキャリア教育の充実を図る。ゲストティーチャー等による様々な人々とかかわる経験を通して、人間関係形成力を高める。また、キャリア教育の視点で体験的な学習を通して自己理解を深め、主体的に進路を選択する等のキャリア・プランニング能力や態度を養う。
- 中学校の体験授業や校長との懇談会等を通じて、6年生児童の進路に対する不安を軽減するとともに、中学校へ向けた見通しと展望をもたせる。

## (4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

## ア 特別支援教育の充実に関わること

- 特別支援教育コーディネーターが中心となって校内委員会を定期的に開催し、学校全体で連携を深めることで、児童にとって安心できる学校環境を整える。また、年間3回の生活指導協議会において、各学級担任が配慮を要する児童一人一人について状況を説明し、全教職員で共通理解することによって、学校全体で課題のある児童に配慮する体制を構築する。
- 特別な支援を要する児童の実態を考慮し、教室の掲示物や掲示場所に配慮するとともに、一日の予定を視覚的に示すとともに、学校生活に規則正しいリズムをもたせるなどして、落ち着いた学校環境となるよう整備する。

## イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- 海外から帰国した児童や日本語の習得に困難のある児童については、保護者と密に連絡を取り合うなどして当該児童の実態を把握し、個別の指導計画を作成するとともに、その状況に応じて教室での一斉指導の他に、日本語指導員等を活用した個別指導を行う。

## ウ 不登校児童への配慮に関わること

- 当該児童の保護者との連絡を密に図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、フレンドルーム等の関係機関との連携を図りながら、実態に基づき丁寧な指導を行う。